

千葉市先端技術関係施設の設置に関する指導指針に係る住民説明会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市先端技術関係施設の実施に関する指導指針（平成6年6月1日施行。以下「指導指針」という。）第6条に規定する説明会の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(説明会の主催)

第2条 説明会は、事業者が行うものとする。

(説明会の開催時期)

第3条 説明会開催の時期は、指導指針第4条に基づく事業計画概要書の提出後であって指導指針第5条に基づく環境保全対策書及びその概要書の作成を経た後、千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）第97条に基づく先端技術関係施設の届出（次項において「届出」という。）を行う前3カ月以上の期間的余裕を持つものとする。

2 前項の規定は、これを当該届出の時期を規定するものと解釈してはならない。

(説明会の開催会場)

第4条 説明会の会場設定に当たっては、原則として、周辺地域の中心となるような位置に所在し、かつ100名以上収容可能な公共的施設を利用するものとする。

(周辺住民)

第5条 周辺住民とは、当該事業所から概ね2キロメートル以内に位置する自治会の地域（当該事業所周辺に自治会が存しない地域については、概ね2キロメートル以内の地域）に居住する市民をいう。

(説明会開催の周知)

第6条 説明会の日程、場所、内容等に係る周知については、事業者の責任において、概ね次の方法により行うものとする。

- (1) チラシの作成及び新聞への折り込み
- (2) 周辺地区ごとの広報掲示板での掲示
- (3) 周辺地区ごとの自治会組織の協力によるチラシ配布又は回覧

(周辺住民の意見)

第7条 周辺住民は、事業者に対し、説明会の終了後15日以内に公害の防止の見地から、意見書を提出することができる。

(説明会における注意事項)

第8条 説明会の開催に際しては、次の事項に注意するものとする。

- (1) 説明会の時間は、2時間以上を予定し、質疑の時間を十分とるものとする。
- (2) 説明会においては、資料、ビデオ、スライド、図面等をもとに平易に説明するものとする。
- (3) 説明会では、冒頭で指導指針における説明会の趣旨について説明し、事業内容の説明は、主に環境保全対策書について、その概要書を用いて行うものとする。
- (4) 質問に対しては、時間の範囲内で回答すること。この場合において、説明会の趣旨に反する質問に対しては、回答しなくてもよいものとする。
- (5) 周辺住民以外の市民に対しても会場の余裕等があれば入場を認めるものとする。
- (6) 説明会の開催時及び進行中に妨害行為が行われた場合には、閉会することができるものとする。
- (7) 周辺住民から別途説明会開催の要望等があった場合には、適宜対応するものとする。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月2日から施行する。